

医療観察ニュースレターとっとり

第18号(令和6年度版)

＜発行＞ 鳥取保護観察所社会復帰調整官室

〒680-0842 鳥取市吉方109 鳥取第3地方合同庁舎内

電話 0857-22-3518 FAX 0857-37-0498

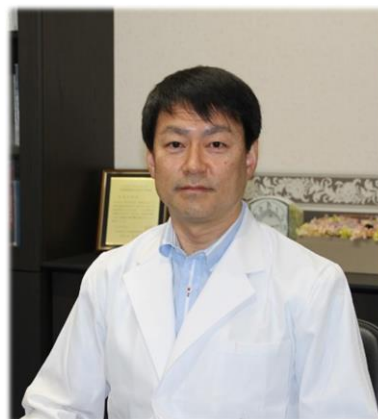


	内 容
1	巻頭言「患者さんの社会復帰をめざして」
2	鳥取県地域生活定着支援センターの紹介と、支援者としての喜び・苦悩
3	令和6年度鳥取県医療観察制度運営連絡協議会
4	令和7年度 鳥取保護観察所社会復帰調整官室職員体制
5	編集後記

1 巻頭言「患者さんの社会復帰をめざして」

鳥取大学医学部脳神経医科学講座精神行動医学分野 岩 田 正 明

医療観察法は、患者さんの社会復帰を支援することを目的とした法律です。法律の第一章、第一節の「目的及び定義」には、次のように記されています。「この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、**継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導**を行うことによって、その**病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止**を図り、もってその**社会復帰を促進することを目的**とする。この法律による処遇に携わる者は、前項に規定する目的を踏まえ、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者が**円滑に社会復帰をすることができるように努めなければならない**。」（赤字は筆者による強調）



私は、指定通院医療機関に勤務する医師として、患者さんの社会復帰を支援する機会を与えていただきました。通院の開始にあたっては、患者さん本人や家族のほか、医療・福祉・行政などの関係者が一堂に会し、社会復帰を目指して相談し、計画を立てます。病状が悪化した場合や困難な状況に直面した際に、どのように自身で気づき、どのように対処すべきかについて、患者さんと支援者が協力して「クライシスプラン」を作成します。そして、このプランに基づき、周囲がどのようにサポートできるかを検討します。通院開始後も、本人を交えたミーティングを何度も重ね、患者さんが安心して社会に適応できるよう支援をさせていただいています。こうした協力体制を築くことで、支援者が安心できるだけでなく、患者さん自身も自信をもって回復への道を歩めるのではないかと期待しています。

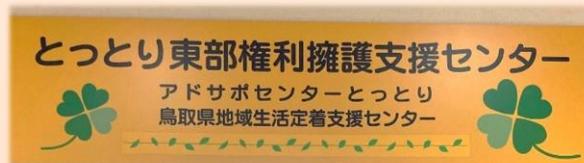
当初は、多くの関係者が時間と労力を費やすことに、大変さを感じることもありました。しかし、現在では、患者さんが一歩ずつ社会復帰の道を歩んでいることが、私たち支援者にとっても喜びとなり、大きな励みになっています。

今は、障がいを抱える人々も地域で暮らす時代です。本制度が広く理解され、多くの方々の支援を得て、より良い仕組みとなることを期待しています。

2 鳥取県地域生活定着支援センターの紹介と、支援者としての喜び・苦悩

鳥取県地域生活定着支援センター

地域生活定着支援センターは全国47都道府県に設置されるセンターで、刑務所出所者、起訴猶予者、執行猶予者など罪を犯した高齢者・障がい者のうち、福祉的支援が必要な方について、関係機関と連携しながら必要な医療・福祉的サービスにつなげるセンターです。



鳥取県地域生活定着支援センター（以下「当センター」といいます。）は鳥取市のさざんか会館内にあり、県内全圏域を対象に支援をしています。

たとえば、刑務所を出所される当センターの対象者について、刑務所の社会福祉士や保護観察官の皆さんと連携し、まず刑務所で面会をします。対象者の犯罪の背景にある生活課題をアセスメントし、支援方針を立てるためです。ほとんどの対象者が、住居、収入、頼れる人が無いため、地域支援者の皆さんに協力いただき、出所後すぐに入れる施設やアパート等の住居や高齢・障がい福祉サービスの利用調整をします。

出所後、当センターは、行政手続きや通院等への同行や本人面談等を行い、他支援者と連携しながらフォローアップを続けます。地域支援者に支援をバトンタッチでき、対象者の生活が安定すれば、当センターは支援終了します。これは、「罪を犯した方の支援センターである」と知っている関係者からすれば、当センターが支援しているだけで、意図せず、対象者の犯歴という要配慮個人情報が出てしまうのを防ぐためです。支援終了後に再度、支援が必要になった際には支援を再開します。

ほかにも、逮捕・勾留された身柄事件で、起訴猶予、罰金、執行猶予となって刑務所に入らず地域に戻る際に支援が必要という対象者についても同様に、勾留中から面会を行うなどの支援をしています。その他、在宅事件、少年事件、場合によっては出所して時間が経ったケースなども支援していますので、悩むケースがございましたら、まずはお気軽にご相談ください。

ここからは普段支援する中で、私たち支援者の喜びや苦悩について記してみたいと思います。

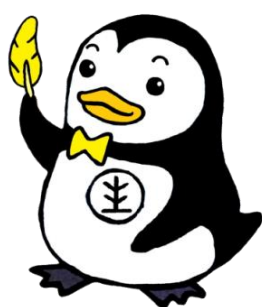
私たちが支援する方の中には、たとえば、精神障がいや知的障がいの関係で、衝動抑制が苦手だったり、また、精神病院への通院を自己判断で中断するなどして、犯罪を繰り返してしまい、多くの年月を刑務所で過ごす方がいらっしゃいます。

そういった方が出所されたとき、本人の希望に沿って一人暮らしを始めたとしても、しばらくすると、「刑務所の方が楽だ。言われた通りに生活すればいい。今はいろんなことを自分でしなければならない。」などとおっしゃられることが少なからずあります。自発性が抑制される刑務所生活を長年続けたことに加え、精神障害等で課題解決のために自主的に考え、行動することが難しくなっていくのだと思います。こういった言葉を聞くと、私たちとしては、これこそが地域社会で生活する上での、本人の隠れた大きな課題であると感じます。

私たち支援者は、支援をもって対象者の地域生活を応援することができます。その中で、立ち直る対象者の方を沢山見てきました。

しかし、刑務所に入るハードルが低くなっている方がいるのも事実で、残念ながら、そういう方が刑務所に戻る姿を何度か見てきました。私たちはこれ以上、被害も加害も見たくありませんが、「様々な支援につなげても刑務所に戻ってしまう方」について次の支援策が見当たらないときに無力感を感じることがあります。

この悩みは尽きないと思います。一方で、地域で生活するための失ったパワーを取り戻し、立ち直って生活する対象者の姿を見られることは、私たちの大きな喜びでもあります。「地域の一員として立ち直りたい」と願う本人さんを、当センターや地域支援者として支援の『応援団』を作って地域で支え続けることが重要なんだろうと思っています。



（更生保護マスコットキャラクターホゴちゃん）

ありがとうございました。

地域生活定着支援センターは医療観察制度とは異なる制度のもとで運営されており、支援の対象となる人も異なりますが、「地域の一員として立ち直りたい」と願う人たちのために支援の「応援団」を作って地域で支え続けることが重要という点では共通していると思います。

「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、制度の垣根を越えてこれからも協力をしていきましょう！

3 令和6年度 鳥取県医療観察制度運営連絡協議会

令和6年12月25日、令和6年度鳥取県医療観察制度運営連絡協議会をハイブリッド形式（参集＋ウェブ）で開催しました。

鳥取県内の指定医療機関等の関係機関が集まり、全国及び鳥取県における医療観察制度の運営状況について情報の共有や鳥取県の課題等に対する協議を行いました。



協議では、鳥取地方検察庁の川口勝啓副検事から、「検察官から見た医療観察制度の現状と問題点について」をテーマに、捜査上の課題や、審判申立てを行う場面で考慮している点や苦労していることなど、実務に沿った話をしていただきました。その後の質疑応答では、被疑者が精神保健福祉法上の入院中である場合の面会について話題が及ぶなど、出席した関係機関の方々との相互理解も深めることができ、有意義な協議になりました。

4 令和7年度 鳥取保護観察所社会復帰調整官室職員体制

社会復帰調整官室長 田 中 幸 広

社会復帰調整官 山 崎 秀 樹

社会復帰調整官 渡 部 雄 貴（育休中）

来年度もよろしくお願いします！

5 編集後記



（医療観察制度啓発用キャラクター「ペリハンさん」）

今号では、鳥取大学医学部脳神経医科学講座精神行動医学分野の岩田医師から巻頭言を、鳥取県地域生活定着支援センターから、同センターにおける取組みや支援者としての喜びや苦悩について御寄稿いただきました。

障害や生きづらさを抱えた人たちが社会の中で立ち直るために、地域の支援者が協力して立ち直りを支えていくことのやりがいや重要性を、二つの立場から示していただいたと思います。医療観察制度を担う一員として、保護観察所としても必要な役割を果たしていきたいと思います。

本ニュースレターでは、様々な機関の取組みや、有益な情報について皆さんにお知らせしたいと考えています。自薦、他薦問いませんので、情報提供をお願いいたします。

また、当庁では、医療観察制度の普及啓発にも取り組んでいます。今年度は、鳥取地方検察庁、鳥取県警察本部、社会福祉法人鳥取いのちの電話、社会福祉法人養和会などを訪問し、制度説明等をさせていただきました。この取組みは次年度以降も継続いたしますので、お申し込みをお待ちしております。

職員体制は変わりますが、引き続き、変わらぬ御支援をいただきますようよろしくお願いいたします。

障害福祉サービス事業者向け広報動画「ともに生きる地域を目指して～医療観察制度と地域のかかわり～」がYoutube 法務省チャンネルに掲載されています。是非ご覧ください。

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=91L5tqzwE5g>



法務省が主唱する“社会を明るくする運動”公式ウェブサイトです。

URL：<https://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/syamei/>

